

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年5月21日

京都市長 門川大作

建築物の所在地，用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区嵯峨野開町20番地24及び20番地25 一戸建ての住宅 木造平屋建て	(建築主) 京都市右京区嵯峨野開町20番地24 鈴木 千賀子	平成25年 5月3日	工事の施工を停止すること。	建築基準法 第9条 第10項
京都市伏見区竹田七瀬川町177番地 一戸建ての住宅 木造2階建て	(建築主) 京都市伏見区竹田七瀬川町177番地 大窪 憲治 (工事請負人) 京都市伏見区醍醐田町16番地5 森口工務店 森口 清	平成25年 5月9日 平成25年 5月10日	工事の施工を停止すること。	建築基準法 第9条 第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)